

サイボウズ株式会社 使用許諾契約書

上部に記載されたサイボウズ株式会社（以下、「サイボウズ」といいます。）のソフトウェア製品（以下、「本ソフトウェア」といいます。）の使用権（以下、「ライセンス」といいます。）を購入された法人、団体のみなさま（以下、「お客様」といいます。）へのご注意：

本使用許諾契約書（以下、「本契約書」といいます。）は、本ソフトウェアに関してお客様とサイボウズとの間に締結される法的な契約書です。お客様は、本ソフトウェアライセンスのご購入申し込み前に本契約書の内容を確認する手段やその機会があった場合はサイボウズにご購入を申し込んだ時点で、あるいはご購入申し込み前にその手段や機会がなかった場合は、ライセンスご証明書に貼付の保護シールを剥離した時点で、本契約書の条項に拘束されることに承諾したものとみなされます。よって、以降は、返品および返金は一切受け付けません。

なお、本ソフトウェアは、著作権法および著作権に関する条項をはじめ、その他の知的財産権に関する法律ならびにその条約によって保護されています。本ソフトウェア製品はその利用を許諾されるもので販売されるものではありません。本ソフトウェアには、サイボウズが著作権を有しない第三者のプログラムが含まれます。これらのプログラムには本契約書の効力は及びません。各プログラムの使用条件については、本ソフトウェアの使用前に、以下のファイルをご確認ください。

license.html ファイル(3rd_party_license ディレクトリ (ドキュメントルートディレクトリ指定フォルダ))

これらの使用条件に同意できない場合は、本ソフトウェアを使用することはできません。

1. 定義

- (1) 「ライセンス」とは、本契約書で許諾された範囲内において本ソフトウェアを利用することができる権利をいいます。
- (2) 「ライセンスキー」とは、ライセンスを許諾された場合に与えられる乱英数字等を言います。ライセンスキーを本ソフトウェアに登録することにより、本ソフトウェアを利用することができます。1つのライセンス毎に1つのライセンスキーが与えられます。ただし、本契約書で許諾された内容を変更・追加するライセンスを取得した場合、当該変更・追加ライセンスは本ソフトウェアにおいて初めに与えられたライセンスと一体のものとなります。サーバーコンピュータが同一か否かに関わらず、1つのライセンスキーを複数回登録することはできません。なお、本ライセンスには、本ソフトウェアのサービスライセンス1つが含まれます。当該サービスライセンスの契約内容は、別途該当の契約をご確認ください。お客様が本契約に承諾した場合、当該サービスライセンスの契約内容にも承諾されたものとします。
- (3) 「登録ユーザー」とは、本ソフトウェアを使用する方として、本ソフトウェアに登録された方をいいます。
 - ① お客様は、本ライセンスで許諾されたユーザー数を超えない範囲内で登録ユーザーを登録することができます。
 - ② お客様は、お客様の構成員の方のみを、システム管理者として登録することができます。（お客様による資本参加率が50%を超過する子会社および関連会社の構成員の方についてはシステム管理者とすることができません。）
 - ③ 本ソフトウェアの運用・管理を委託する目的に限り、当該委託先の方を例外的にシステム管理者に含めることができます。ただし、お客様は、この方から使用に対する一切の対価（金銭的対価、物的対価、権利的対価を含むが、これらに限られない）を受け取ることはできません。
 - ④ 1つのライセンスで許諾されたユーザー数を複数のライセンスに分割することはできません。1つの登録ユーザー名で使用できるのはおひとりのみとし、複数の方が同一のユーザー名で使用することはできません。

2. 使用範囲

- 本契約書はお客様に対し以下の権利を許諾いたします。
- (1) お客様は、ライセンスで許諾されたユーザー数を超えない範囲で本ソフトウェアを使用するユーザーを登録することができます。なお、お客様はライセンスで許諾されたユーザー数を超えない範囲でサービスライセンスをご購入することができます。メジャーバージョンアップをされた場合、メジャーバージョンアップ後のソフトウェアの登録可能ユーザー数は当該サービスライセンスで許諾されたユーザー数となります。登録ユーザーとして登録された方のみ、本ソフトウェアを使用することができます。お客様は、同一か否かに関わらずいかなるコンピュータ上においても1つのライセンスキーを並行して使用することはできません。
- (2) すでにライセンスの登録された本ソフトウェアに、ユーザー数追加等のためライセンスキーを追加登録した場合、後から追加したライセンスはすでに登録されたライセンスに統合されるものとし、本ソフトウェアにおいては依然として1つのライセンスのみが有効であるものとみなします。
- (3) 本ソフトウェアの一部の機能に関して、使用する際、本ライセンスと異なるライセンスの購入、別途プログラムのインストール等が必要となる場合があります。
- (4) 本ソフトウェアのコースの変更は以下のように取り扱います。
- ① スタンダードコースからプレミアムコースへの変更の場合
プレミアムアップグレードライセンスのご購入が必要となります。
 - ② プレミアムコースからスタンダードコースへの変更の場合
ユーザー数の追加と同時に申し込みの場合に限り可能となります。但し、一度スタンダードコースへ変更されたお客様が再度プレミアムコースへ変更される場合は、改めてプレミアムアップグレードライセンスをご購入いただく必要があります。また、既に支払われた料金については、いかなる理由でもご返金等は一切行いません。

3. その他の条件

- (1) お客様は、以下の各号に記載の目的においてのみ本ソフトウェアを複製することができます。
- ① お客様の入力されたデータをバックアップする目的
ただし、バックアップを目的とした複製物は、バックアップしたデータを復旧する場合を除いて、お客様の保有するものであると第三者の保有するものである、とを問わず、いかなるコンピュータ上においても並行して使用されないことを条件とします。
 - ② 本ソフトウェアの修正プログラムや、本ソフトウェアにおけるオプション製品等がお客様ご利用の本ソフトウェアや、お客様のご利用環境と適合するか否かを事前にテストする目的
ただし、適合テストを目的とした複製物は、一時的な適合テストを行うためにのみ使用されるものであって、恒常的に使用されないことを条件とします。従って、適合テストの終了後は、速やかに破壊するものとします。
- (2) お客様は、本ソフトウェアをお客様の所有する他のサーバーコンピュータに移管することができますが、本ソフトウェアは、移管前のサーバーコンピュータからすべて消去されなくてはなりません。
- (3) お客様は、本ソフトウェアを第三者に対して頒布、送信（自動公衆送信、送信可能化を含む）等を行なうことは一切できません。
- (4) お客様は、本ソフトウェアの貸与、リース、担保設定等を行なうことはできません。また、ライセンスを譲渡、転売、付与、あるいはその使用を再許諾することはできません。
- (5) お客様は、本ソフトウェアをリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、修正、改変、または本ソフトウェアの派生ソフトウェアを作成することはできません。また、本ソフトウェアに関するドキュメントを修正、翻訳することはできません。
- (6) お客様が本ソフトウェアを、本ソフトウェアの旧バージョン製品（以下、「旧バージョン製品」といいます。）からのメジャーバージョンアップ（以下、「バージョンアップ」といいます。）、代替製品からの乗り換えとして使用される場合、お客様はサイボウズによって本ソフトウェアのバージョンアップ対象製品または代替乗り換え対象製品として指定されている製品のライセンスを正規に取得しているものとします。なお、旧バージョン製品におけるデータをコンバートする必要がある場合を除いては、旧バージョン製品を破壊（アンインストール）した後、単一のサーバーコンピュータにインストールし、本契約で許諾された範囲内でのみ本ソフトウェアを使用することができます。本ソフトウェアをバージョンアップとして使用された場合、旧バージョン製品のライセンスは自動的に消滅します。よって、旧バージョン製品のデータをコンバートする場合においても、本ソフトウェアをインストールした後、速やかにコンバート作業を行ない、コンバート作業終了次第速やかに、旧バージョン製品を破壊（アンインストール）しなければなりません。
- (7) 本契約書は、お客様に対し、サイボウズの商標またはサービスマークの使用、その他関連した権利を許諾するものではありません。本契約書で明記されていない権利については、サイボウズに留保されます。

4. 本契約の解除および終了

- (1) お客様が本契約の条項および条件の1つにでも違反した場合、サイボウズは本契約をなんらの催告なくして即時解除することができます。
- (2) 本契約が解除および終了となった場合、お客様は、本ソフトウェア、構成部分、ドキュメント、ならびにその一切の複製物を破壊、コンピュータの記憶媒体上から完全に消去し、使用を継続してはなりません。
- (3) 本契約の解除および終了に伴って本ソフトウェアの全部または一部が利用不可能となることによって、お客様ならびに第三者が被った損害等について、サイボウズは一切責任を負いません。

5. 保証の制限

- (1) サイボウズは、本ソフトウェアに含まれた機能がお客様の要求を満足させるものであること、本ソフトウェアが正常に作動すること、本ソフトウェアに瑕疵（いわゆるバグ、構造上の問題等を含む）が存していた場合にこれが修正されること、のいずれも保証いたしません。
- (2) サイボウズは本ソフトウェアの機能および本ソフトウェアに付随するサービス等についてお客様の事前の許可なく変更・中止する場合があります。本契約締結時における本ソフトウェアと同等の使用環境を永続的に保証するものではありません。
- (3) サイボウズの口頭または書面等による一切の情報または助言は、新たな保証を行ない、又はそのいかなる意味においても本保証の範囲を拡大するものではありません。
- (4) サイボウズは、本ソフトウェアの配給媒体（ソフトウェアの記録媒体、ライセンスキー証明書、その他説明書等）に物理的な瑕疵がある場合、サイボウズは交換により対応するものとします。このとき、提供される代替品はサイボウズによって選択されるものとし、交換前のものと同じ内容であることの保証はいたしません。ただし、これらの場合、お客様は本ソフトウェアと、その購入を証するもの両方をサイボウズに返却するものとします。また、サイボウズは、お客様または第三者の故意あるいは過失による場合は、保証の責任を負わないものとします。

6. 輸出管理

お客様が、本ソフトウェアを直接または間接的に輸出、海外への持ち出し、非居住者への提供に該当する取扱いをする場合は、お客様の本ソフトウェアの使用継続中もはもとより使用終了後といえども、日本国の輸出関連法規に従い、必要な手続きを取るものとします。なお、米国輸出管理法など外国の輸出関連法規の適用を受け、所定の手続きが必要となる場合も同様とします。

7. 責任の制限

- (1) お客様は、本ソフトウェアの使用および本ソフトウェアに付随するサービスの利用に基づいて発生した一切の直接・間接的損害（データ滅失、サーバーコンピュータダウン、業務停滞、第三者からのクレーム等）および危険はすべてお客様のみに負うこととここに確認し、同意するものとします。なお、本ソフトウェアの使用および本ソフトウェアに付随するサービスの利用には、本ソフトウェアの瑕疵を修正するための修正プログラムがサイボウズより提供されなかったことまたは提供された場合にお客様がその修正プログラムを適用しなかったこともしくは適用したこと、サイボウズがサービスを提供しなかったことまたは提供した場合にお客様がそれを利用しなかったこともしくは利用したこと等を含みます。
- (2) いかなる場合であっても、不法行為、契約その他いかなる法的根拠による場合でも、サイボウズ、本ソフトウェアの供給者、再販売業者、および各情報コンテンツの提供会社は、お客様その他の第三者に対し、営業価値の喪失、業務の停止、コンピュータの故障による損害、その他あらゆる商業的損害・損失等を含め一切の直接的、間接的、特殊的、付随的または結果的損失、損害について責任を負いません。さらに、サイボウズは、第三者のいかなるクレームに対しても責任を負いません。

8. ライセンスキー情報の守秘義務と不正使用の禁止

お客様は、故意、過失を問わず、また本契約終了の前後を問わず、いかなる場合においても本契約においし知り得た、本ソフトウェアのコード・構造・編成等に関する情報、ならびにライセンスキーに関する全ての情報を第三者に対して開示・漏洩してはけません。また本契約書に違反したライセンスキーの不正使用はこれを一切禁止します。

9. 著作権等

- (1) 本ソフトウェア（HTML プログラム部分および各画面表示部分を含む一切）、本ソフトウェアに関する文書、図面、ドキュメントなどの文書に関する所有権、著作権をはじめとするその他一切の知的財産権（以下、「本件知的財産権」といいます。）は、サイボウズおよびその供給者に帰属します。
- (2) 本件知的財産権は、著作権法及びその他の知的財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。したがって、お客様はこれらを他の著作物と同様に扱わなければならないものとします。
- (3) 本ソフトウェアからアクセスされ表示・利用される各コンテンツについての知的財産権は、各情報コンテンツ提供会社の財産であり、著作権法及びその他の知的財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。

10. お客様の情報等の取り扱い

お客様情報の取り扱いについては、サイボウズ株式会社のプライバシーポリシー（http://cybozu.co.jp/company/copyright/privacy_policy.html）に従います。

11. 準拠法および準則

- (1) 本契約は法の抵触に関する原則の適用を除いて日本国の法律を準拠法とします。
- (2) 本契約書ないし本ソフトウェアに関して紛争が生じた場合には、訴訟に応じて、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審管轄裁判所とすることにお客様もサイボウズも合意するものとします。

12. その他

お客様が入手した本ソフトウェアに、本契約と異なる条項の使用許諾契約および条件が添付されている場合は、サイボウズによって特に本契約と異なるものと明記してあるものを除き、お客様による本ソフトウェアの使用には、本使用許諾契約が優先して適用されるものとします。本契約は、両当事者間の使用許諾に関する唯一の合意であり、両当事者の署名ないし記名押印ある書面によってのみ、変更することができます。また、販売店がお客様に対して用意している注文書に記載されている条件は、本契約に対して効力を持たず、本契約内容にいささかの影響をもたえるものではありません。